

なごかてな 報

—発行所—

嘉手納村役所

電話 076-2001・2628

印刷所

中部印刷株式会社

電話 077-4464



消防車と 塵芥処理車を購入

村役所は、このほどクレーン付塵芥処理車と中型ポンプ消防車を相ついで購入しました。(写真)これは、年々発展する村の実態に備え、村民の健康と財産を守るためにかねてから計画していたものです。これから伝染病が発生しやすいシーズンにもなりますし、また街の発展に伴ないこのところ火災も多発の傾向にある折でもあり関係者は「時宜をえた措置」だと大変よろこんでおります。

今月の人口 1971・6・現在

区名	世帯数	男	女	計
東区	548	1,321	1,349	2,670
上区	477	1,036	1,124	2,160
中区	474	1,030	1,095	2,125
7区	262	540	569	1,109
8区	228	546	546	1,092
9区	289	599	672	1,271
10区	358	699	807	1,506
西区	539	1,255	1,251	2,506
外人	24	33	17	50
計	3,200	7,059	7,430	14,489



施政方針を発表する古謝村長

米軍基地との
状況は行政執行
の上からも、

1972年度施政方針

—古謝村長が発表—

上水道の全村給水など 公約の総仕上げへ

本村議会の第四回定例会が六月十日の午前十時から村役所の会議室に全議員が出席して開かれました。開会冒頭古謝村長から一九七二会計年度における重点施策事項が発表された後、議会側から①復帰にあたっての軍用地の再契約問題や②基地被害問題などについての質問が行なわれ、活発な論議が展開されました。定例会は村当局から提出された一九七二年度嘉手納村一般会計予算案や敬老年金贈与条例の一部を改正する条例など二十五案件を十三日間にわたって慎重に審議した結果、全議案を原案どおり可決してさる二十二日に閉会しました。前年度七万五千九百九十九ドルだった一般会計の予算総額が、今会計年度は九万三千八百一十ドルとなり、本村にとってはかつてない大型予算となっています。

一九七二年度における 重点施策事項

私の在任期間も一九六八年九月以来すでに三ヶ年近くを経過し、七二会計年度は任期最後の一年にあたるわけでありまして、私が村民皆さんに公約した事項の総仕上げの年度であること

関係において色々問題が多く

これらの問題を解決するには、
国や上級機関の責任において果
すべき事項が殆んどであります

ために、自己の限られた能力では公約達成のための目途づけさえ出来てない問題等もあり、この点深く反省すると共に、この残された任期最後の一年間を村民皆さんの期待に沿うべく最大の努力を傾注して村行政の執行に当たっていくことをお誓いし七二年度の当初予算を提案するにあたり以下項目別に重点施策を申し上げて議員皆さん方の御批判と御教導を切に願います

次第であります。

一、継続して努力していくべき
事項

沖繩の軍用地は戦争中米軍に占領され終戦後継続して接収されておるため、地形の変形によって筆界も不明確であり、地積等も正確さを欠く状況であり、特に戦後の土地調査において申告洩れ等もあって土地喪失者を出しており、更に国家総動員法等によつて戦時中強制的に日本軍に接収された土地の処理についても是非早急に軍用地内再測量の実施が必要でありますので速やかにこれが実現出来るよう関係当局に要請していく所存であります。

3. 基地被害に対する完全補償の促進について
余りにも米軍基地に近接している当村は過去諸々の基地被害に悩まされており、航空機墜落による人命損傷或いは航空燃料の流出による井戸水汚染、更にはB52墜落事故による物件損傷等村民が基地から受けた被害は相当数に上っており、これらの被害者に対する米軍の補償が未解決のものもあり更には補償済みのものでも、色々の条件に左右されて不満ながらも補償金を受領した例も相当ありますので、今後これの完全補償がなされるよう日本政府に強く訴えていく所存であります。

1. 住民居住地域に而した大型駐機場の撤去(若しくは移転)について
騒音被害の根源であり、当村民の生活を狂わせているこの大型駐機場の撤去につきましてはB52の撤去要請と共に常に関係当局に対し要請し続けて参りましたが、未だその撤去の目的がたつてない状況であり、今後沖繩の施政権返還の時期と対応して強く日本政府に要請し、その撤去の時期が可及的速やかに目途づけされるよう努力する所存であります。

軍用地内再測量の促進についで

4. 村道潰地に対する補償費の援助要請について

村道潰地に対する早期補償については関係地主から常に要請されており、現在の村の財政能力ではこれが解決を図ることは困難なために、市町村会をとおして日本政府へ戦後処理の問題としてこれら潰地補償の援助方を要請しておりますが、未だ実現の運びにいたってなく関係者には大変御迷惑をかけておる次第であります。今後一層これが早期達成に向って努力する所存であります。

5. 誠谷村との合併促進について

隣接誠谷村との合併促進につきましては、一応両村理事者間において復帰前の一年と復帰後の一年は両村とも独自で処理すべき事項が多いので合併の目的を一九七三年四月一日において合併準備を進めていくとの申し合せがありますのでその線に沿って継続して合併の促進を図っていききたいと思います。

6. 漁協の設立と嘉手納漁港の基本施設の整備促進について

比謝川河口の浚渫と合せて昨年七月嘉手納漁港の指定を受けておりこれが基本施設の整備を

強く関係 へに訂えると共に、

政府の施策に対応して隣村漁協と当村水産組合との合併を促進して村内漁業従事者の保護育成を図ると共に水産業振興に努力する所存であります。

7. 各区事務所敷地の取得促進について

二ヶ年前から唱導して参りました村行政区の改革につきましては愈々七二年度から六区制によって行政運営がなされることになりましたのでこれを契機に各区の事務所敷地を選定の上これを機会あるごとに村が取得し当面区の子供の遊い場等として無償で貸与していくよう努力する所存であります。

二. 七二年度中に実現の目途づけをすべき事項

1. 基地周辺整備にもとづく村内公共施設の維持運営費の国家負担について

村内三校の防音施設の維持運営費につきましては、現在琉球政府の援助によつてなされておりますが、日本本土の現状はこれら維持運営費が地元市町村の負担となつており、復帰に備えてこれら一切の施設に対して日本政府の援助がなされるよう努

力する所存であります。

2. 軍道路十六号線添い北側の崩道と排水溝の整備及びパイプライン内の排水溝の整備について

軍道路十六号線は一号線東側村民の市場への往来あるいは児童生徒の通学に交通上極めて危険でありますので早急に歩道を施設するよう日本政府に訴えると共に雨天の度に氾濫するパイプラインの排水処理施設についても速やかに善処されるようその対策を図っていく所存であります。

3. 福地水道施設の買い上げについて

福地水道施設を收容することにより当村上水道事業の目標である全村給水地域が達成されるわけであり、昨年からこれが買い上げ折衝を続けて参りましたが、当初予算を提案する本日に間に合せて売買契約を議案に提案出来なかつたことを深くお詫び申し上げます。

しかしながら売買交渉も殆んど最終段階にきており、大きな変動がない限り近々のうちに議会に提案出来るものと確信しております。

4. 塵埃処理場について

一 村 塵埃処理場は住民地域に近接しているため、風向によつてはその煙によつて村民に多大の迷惑をかけておりますので、来年一月を目途にコザ、北谷、両市村の運営する共同処理場を利用するようその実現を図っていく所存であります。

三. 七二年度中の新規事業及び実施すべき主な事項

1. 一般行政について

A 行政区の改革について

一 昨年六月以来十一行政区を改革して六区制にすべく努力して参りましたが、一部停滞していた一号線西側地域の村民の了解も取りつけましたので愈々来る七月から全村を六つの行政区に分けて末端行政の充実を図ることになりました。今後の行政区の運営につきましては、あくまでも自主運営を原則として村長との事務委託の面につきましても完全履行を指導しつつその効果を上げていく所存であります。

を低下させないためにも職員を増加は必要でありますので今年度五人の増員を配慮している次第であります。

〇 職員の資質の向上と待遇の改善について

職員は村民への奉仕者としてまた一面その指導的役割にある者として復帰に備えて広く知識を先進地に求める必要がある、研修の機会を多く与えると共に待遇面においても隣接市村や民間の賃金等を参照して改善し、業務に対する意欲を高めていく所存であります。

D 復帰対策委員会の設置について

当村は土地の絶体数が足らず地方自治の理念にもとづく自主独立の体制を整えるには極めて至難な業であります。従つて復帰後に膨脹が予想される行政費の負担能力の問題、あるいは、広域行政のなかでの当村の位置づけや合併問題など併せ考えた場合に復帰に備えて村内各機関や団体等の英知を結果してこれに当る必要があり早急に復帰対策委員会を設置して活動を活発にし、その効果を上げていく所存であります。

B 職員の増員と住民サービスの向上について

本土復帰に備えて本土市町村との格差を是正し、増加する業務に対応して住民へのサービ

2. 福祉関係について

近年平均寿命が延びるにつれて老人の福祉対策は時代の要求であり老後の生活にはりあいを持たせ少しばかりでもお年寄に喜んで貰うために、村の敬老年金交付の対象者の年令を引き上げていく所存であり更に村公民館建設に伴う老人休養室等の設置によりこれが補足に努める所存であります。

尚七二年度は僅づかではあります。困窮世帯への扶助費等の増額、あるいは村公民館建設に伴う保育室の増設等を配慮しております。

3. 保健衛生関係について

昨年宜野湾市伊佐浜にある下水道公社の終末処理場への屎尿搬入が出来なくなったため、その処理に困窮しておりましたがその対策として業者と委託契約を締結して海上投棄に踏みきる必要があり更に村内の塵埃収集についても業者が割当されてない地域においては直接、村の車両による収集を配慮する必要があります、今回塵埃収集車の購入等を計画し街の美化と村民の健康保持に努める所存であります。尚村公民館の建設に伴う村民の健康相談室等も配慮してあります。

4. 土木関係について

社会経済に即応した地域環境を整備し、住み良い環境づくりのために先づ村内道路及び排水路の整備改善計画を作成し、年次計画によって道路排水の整備改善事業を推進し住み良い環境をつくって行く所存であります。下水道建設工事につきましても、公衆衛生の向上と水質保全のために五ヶ年計画の二年度として引続き工事を施工してまいります。

ロータリー北側の横断陸橋の架設について

年々増加する車両から横断者を交通事故から守り、安心して道路が渡れるよう早急な横断陸橋の架設は村民多年の願望でありましたが日本政府の特別交付税によつて既に七一年度予算にその建設費は計上してありまして近々のうちに着工する運びとなっております。

村道漬地賃貸料の支払いにつきましては、村道漬地々々主として完成されております村道漬地々主会と村との話し合いも円満に終りまして六八年七月一日から七一年の六月三十日までの賃借料の支 を実施すべくこの

事務を急いでおりまして、近日中に契約を締結したために賃借料の支払いを行ないます。

5. 産業の振興等について

商工会及び商工業者の育成について

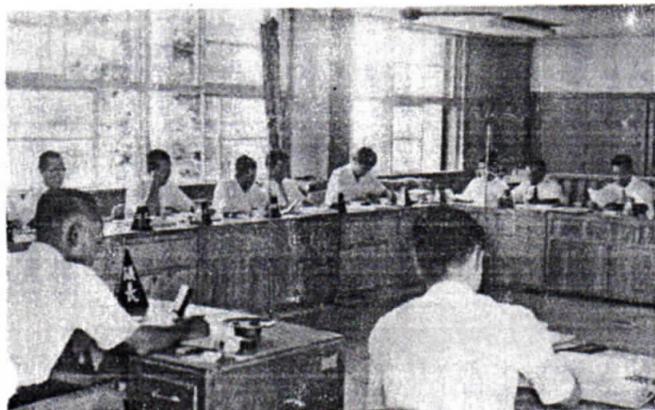
商工会組織も昨年十二月に再建されました商工会の活動も活発に行なわれており、今後は商工活動が容易に行なわれるような環境の整備のための街頭の美

化、街路灯の復旧等商工業者の育成のため努力する所存であります。

農業の振興策といたしましては主産地形成をかねた百合栽培の普及を奨励し種子の購入費に対して補助金を交付する方針であります。

6. 教育行政について

基地騒音のなかで行なう当村子弟の教育はその施設面においても他地域のそれにくらべて一層の配慮が必要であり更に復旧後の起債



1972年度予算を審議する村議会

手続の繁雑も考慮に入れて多七二年度は例年より、らべて能力以上、負担とも思われま、たがある程度の起債を覚悟の上嘉手納小学校敷地の拡張に伴う用地の買収あるいは、屋良小学校及び嘉手納中学校の屋内運動場の建設を一挙に施工する考えであり、更に村民が多年希求しておりました村公民館の建設につきましても日本政府の配慮により愈々七二年度着工の運びとなりまし

ロータリー歩道橋架設

激増する車両に村が対処

このところ各種車両の増加に伴って交通事故も激増の一途をたどっており警察や交通安全協会を始めとする関係団体の果敢な努力にもかかわらず毎年のように悲しい事故の「記録」をかきかえていきます。ひとところ那覇市やコサ市な

た。この村公民館は一階は村厚生課の事務室と村民健康相談室老人休養室、乳幼児等の仮眠室を予定し、二階は約六十名位の収容出来る保育室、更に三階が教育委員会事務室、図書室、郷土資料室、第一、第二学習室、小会議室、青年会、婦人会等の事務室及び料理、生け花、お茶等の研修室、そして机椅子を並べて約六百名位収容できる大衆会場等を予定しており、これが完成なれば村民老若男女を問わず、ひとしく利用出来る施設として充分に活用対策を樹立したい所存であります。以上七二年度における重点施策の概要を申し上げましたが何卒議員皆様方の御協力を切にお願い申し上げます。

一九七一年六月十日 嘉手納村長 古謝得善

住民登録法に基づいて、住民の居住関係の公証、国民年金、就入学、各種予防接種、老令年金、印鑑登録その他住民に関する事務の処理のために、国民の総ての人は居住関係の異動があるときは届出をしなければなりません。

住所の異動に関する届出は本人または世帯主が行なう義務があります。

△住民登録の届出の概要

- ◎本人または世帯主の届出
- ①転入届(外国や本土含む)
- ②転居届
- ③変更届
- ④琉球外移住届

寮届出人が持参するもの
 ①届出人の認印(印鑑)
 ②転入のときは前住所の住民票謄本。

△住民登録の届出の心得

住民登録の届出のときは「住民登録の届出の概要」のほか、左記の届出の種類によって届出期間内に必ず届けを要します。

- 一、転入届(転入した日から十四日以内)
- (イ) 他の市町村や日本本土、外国から移転してきたときは、必ず転入届をすること
- (ロ) いままで住所が定まっていなかったために、届けをしていないときは住所を定めると同時に転入届(住所

設定) すること。
 (イ) 転入が世帯の全員であっても、一部の人であっても転入届をすること。
 (ロ) 転入届のときは必ず前住

住民登録の届出について 転入転居は14日以内

所在地の住民票謄抄本を持参すること。
 二、転居届(転居をした日から十四日以内)
 (イ) 村内で住所を変えたとき

は、必ず転居届をすること
 (ロ) 世帯の一部が転居したときも届けること。
 三、変更届(世帯に変更のあった日から十四日以内)、住所の移転に関係なく世帯主の変更、世帯の分離、世帯の合併続柄変更、世帯の一部変更があったときは直ちに届けること。

四、琉球外移住届、外国に移住する目的で住所を去る者については、あらかじめ琉球外移住届をすること。

△住民票の謄抄本の交付

入学、就職、扶養家族申請、運転免許申請、渡航手続等の手続きのために住民票謄抄本が必要のときは、どなたでも村役所住民登録係に申し出てください。手数料一枚一七セント。

△住民票の閲覧

住民票をご覧になりたいときは村役所住民登録係に申し出てください。手数料一回八セント
 住民登録の届出、住民票の閲覧住民票の謄抄本の請求等についてのくわしいことは、村役所住民登録係へお問い合わせください。

中心だった交通ダツシユも、地方までのび、それだけ危険度も倍加しております。本村も一号線や十六号線をかかえているため、土、日曜日には勿論平日でもロータリー付近は人と車で混雑し、夕方の沖銀前は二、三百メートルも車両がジュジュつなぎといった状態がくりかえされています。特に最近暑さも加わって運転者も歩行者もイライラしどおしとあつてもっとも事故が発生しやすい状況にあるようです。人は車に車は人に、細心の注意を払って事故をなくする努力をおこたつてはいけません。同時に行政面からも抜本的な交通対策をこうする時期にきているようです。

そこで嘉手納村では、早急に交通環境の整備改善を計り、車の流れをスムーズにすると共に急激に増加する車両から横断者を守り、安心して道路が渡れるようにするために、ロータリーに横断歩道橋を架設するため、これまで本土政府に援助を陳情するなど努力を重ねてきました。このようなとき幸いにもト土政府から琉球政府に対して告知を記念して、国体準備のための費用を含めて三〇億円の特別交付金があり、その配分金を活用して本村は歩道橋を架設することをきめ、六月十日から開かれた定例議会に提案、これが原案どおり可決されました。

建経課は、それをうけてさっそく設計を依頼するなど準備を進めており、八月下旬までには着工することにしております。工期は四ヶ月ほどかかるものと見られますので、完成は十二月になるようです。

村道潰地々主に

二万三千ドル支払う

本村にとつてもっとも大きな懸安事項の一つでありました村道潰地々主に対する借地料の支払いがこのほど村役所で行なわれました。村役所はこれまで支払い資金にあてるため毎年四千五百ドル以上を村費から積立てる一方借賃の適正を期すため、審議会を設置して具体的に検討を進めるなど積極的にとりくんできました。こんどの支払いは審議会の答申に基づいて地主との話し合いを行ない最終的に決定をみたもので、一九六八年の七月から今年六月までの三ヶ年分となっております。なお支払いの対象となった地主はロータリー

1と水釜解放地内を除く三百名
余で、最高額が、一一九ドル
九十九セント最底が四十二セン
トでした。また、残されたロ
ーターと水釜解放地内につい
ては道路を通ず計画の段階で地
主の了解をとりつけていること

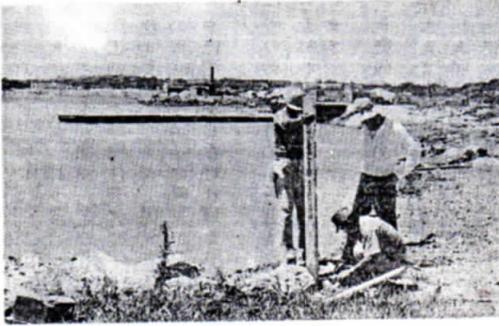
や財源の関係もあって、こんど
の支払いの対象から除かれてお
ります。しかしながら村として
は将来同地域についても当然他
地域と等しく補償することにし
ており、これまで同様地主の御
理解と御協力を要望しております

危険な夏に

安全標柱設置

「よい子は危険なところで遊
ばない」「およがない水窟が待
ってる海や川」などの標語を書
いて毎年のように比謝川上流か

ら水釜海岸まで、消防隊と青少
協の関係者が標柱を設置して水
難事故防止を図っています。今
年も夏場に入ると同時に危険な



安全標柱をたてる青少協、消防関係者

地域を調査、設置しまし
た。ところがなかなかには心
ない人たちがいて大切な
標柱をこわしたり引きぬ
いてすたりするのが
いて関係者は頭をいためて
います。これからも更
に暑い夏は親子どもたち
にとつてもっとも「危
険な季節に入ります。大
人はよその子もわが子同
ように注意を与え、夏の
事故から青少年を守ると
共に子どもたちの公徳心
かめよう

「水」事情極端に悪化 全家庭に節水よびかけ

水道公社

水は私たちの生活にかかすこ
との出来ない大切なものですが
このところ沖繩は長いこと雨が
が降らないため水事情は極端に
悪化しております。現在水道公
社では、隔日給水を行なつてな
なんとか夏をのりきろうと異命
ですが、なかにはあらゆる容器
に必要以上に水をためる家庭も
あつて当初予想されていたほど
断水の効果が上つてないよう
です。

家庭での「節水」以外に夏場をし
のぐ有効な手段はないと村民の
節水協力をよびかけています。
水道公社では、現在のような天
気があと一月も続くとしてそれこ
一滴の飲料水も各家庭に送水す
ることが出来ないとなつて深刻
な表情です。また時間給水中は
水道水が汚染されていることが
考えられるため、飲料水や洗面
用の水は必ず塩素で殺菌する
か或いは沸騰させて浄化した後
利用するようよびかけています。

し尿の海洋投棄

業者が委託契約

村役所は、これまでし尿の海
洋投棄について検討しておりま
したが、このほど実施すること
を決め業者と委託契約を行ない
ました。この契約によつて、今
後村内から搬出されるし尿は一
切船によつて運びだされること
になり、関係業者も「これでほん
とに衛生的できれいな環境が
つくれます」とよろこんでおり
ます。

村内には三名の処理業者がい
ますが、これまで指定された投
棄場所がなく一九七〇年の八月
頃からは業者の判断にまかせた
ままになっていました。そのた
め、比謝川近くの牧原や久得な
どの黙認耕作地に投棄するの
がふえ、農耕者から村役所への苦
情もあつたとたす村の係職員も
頭を痛めていました。また雨降
りなどはそのし尿が比謝川に流
れこみ汚染にも拍車をかける結
こなり憂慮されてきました。

予 防 注 射

厚生課は、結核予防法に基づ
いて計画的に全村民の健康診断
を実施しております。三〇日には
その計画により役所前で中区
(旧五区々民)を対象にレント
ゲン撮影(大人だけ)とツベル
クリン反応注射(幼児だけ)を
午前九時三〇分から行ないませ
該当者はもれなく受診して下さい。

職員採用試験

村役所職員の採用試験が十四
日の午前九時から村役所で行な
われました。二人の事務職員の
採用に対して二十八名が応募し
ました。筆記試験と面接の結果
次の方々が合格し、二十日に辞
令が交付されました。なおこれ
まで四か年余晩はコザ高校に通
学しながら使丁として勤めてき
ました屋良朝正君が昇任試験で
事務職員に昇格し総務課の住民
登録係に配置されました。

- △新採用職員(一)内は係名
- △新垣義和(厚生課国民年金)
- △島袋正吉(同)
- △神山本盛(厚生課塵芥処理車
運転手)
- △新垣秀治(総務課使丁)